

福岡県公報

平成23年1月26日
第3211号

目次

告示(第187号-第203号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	7
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(労働政策課)	7

監査委員	
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課) 7
正誤	
開発行為に関する工事の完了(平成23年1月福岡県告示第90号)中	
正誤12

告示

福岡県告示第187号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市針摺2丁目635番1及び645番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市城南区七隈8丁目19番1号
学校法人 福岡大学
理事長 鎌田 迪貞

福岡県告示第188号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
------	----	-----	-------	--------

大介歯191	大黒町デンタルクリニック	大牟田市大黒町2丁目19-4	22・12・1	居管
筑紫地介薬27	中央薬局かたなわ店	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目11-19	23・1・1	居管・予居管
糸島地居49	介護老人保健施設ふる里	糸島市二丈深江2359-2	22・12・1	通り・短療・老保・居支・予通り・予短療・予認共
飯居271	東ヶ丘訪問看護ステーション	飯塚市下三緒35-442	22・10・1	訪看・予訪看
大居200	宅老所ことのは	大牟田市大字吉野737-4	22・12・20	通介
直居94	ひまわりヘルパーステーション	直方市大字上境正津1592-1	22・12・1	訪介・予訪介
直居95	ひまわりデイサービスセンター	直方市大字上境正津1592-1	22・12・1	通介・予通介
宮支21	マインケアプランサービス	宮若市鶴田1381-2	19・4・1	居支
飯居272	通所介護であい庵	飯塚市勢田2503-6	23・1・1	通介・予通介
柳居47	もろふじ介護サービス	柳川市三橋町久未147	22・5・1	福用・福販・予福用・予福販
行居81	ヘルパーセンターコスモス今川	行橋市大字大野井478	23・1・1	訪介・予訪介
行居82	デイサービスセンターコスモス今川	行橋市大字大野井478	23・1・1	通介・予通介
像居59	デイサービスけやき通り	宗像市城四ヶ丘4丁目20-2	23・1・1	通介・予通介
糸島地居50	むつみヘルパーステーション	糸島市志摩師吉140-10	22・12・1	訪介・予訪介
粕居91	みらいデイサービスセンター志免	糟屋郡志免町王子3丁目24-1	22・12・1	通介・予通介
粕介340	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免4丁目22-11	22・3・1	訪看・居管・予訪看・予居管

宮居52	グループホームうぐいす	宮若市本城1104	22・12・1	認共・予認共
------	-------------	-----------	---------	--------

福岡県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯居51	末永病院デイサービスセンター	末永病院デイサービスはればれ	飯塚市幸袋120-2	23・1・9

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居51	末永病院デイサービスはればれ	飯塚市幸袋124-1	飯塚市幸袋120-2	23・1・9
八女居18	マルホ介護サービス	八女市本村347	八女市本町2-259	20・7・4

福岡県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑介歯37	なかむら歯科医院	筑後市一条町浦1231-1	21・3・31
糸島地生介老3	介護老人保健施設ふる里	糸島市二丈深江中ノ浦2359-2	22・11・30
粕居75	労協センター事業団福岡粕屋事業所	糟屋郡篠栗町篠栗4859-1	22・10・31

福岡県告示第191号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年12月8日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人共助の場 集楽
 - 代表者の氏名
蔦川 正義
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目6番1号
 - 定款に記載された目的
この法人は、主に福岡県において、生活者自らが生活者相互に助け合うための社

会起業(このうち地域住民に生活物資や生活文化の提供・斡旋や生活支援をするための事業を行う活動をこの法人では「共助の場」と呼び、そこでの事業を「共助の場事業」と呼ぶ。)を支援する事業を行い、あるいはこの法人自らが共助の場事業を行うことによって、生活者の生活向上、地域経済の活性化および雇用機会の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第192号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山560
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第193号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年 1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字野田字持柿932の1、930・931（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字城ノ平936、937の16から937の18まで、937の22から937の25まで、937の29から937の32まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第194号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市山本町耳納字赤井2335、2341、2342、2355の1、2355の2、2356の2、2357の1、2357の2、2358の1、2364の2、2356の1（次の図に示す部分に限る。）、字コウタケ2655の27から2655の29まで、2655の31、2655の40、2655の41

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤井2356の2、2357の2、2341・2356の1・2357の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第195号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字山口2477・2589の1・2623（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第196号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字玉来3230、3233の1、3233の2、3234の1、3234の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第197号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町伊方4の70、146の1、160の2、160の3、165、231の2、231の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字五本松2779、字納又3305、3306、字西ノ谷3322の1、3322の2、上陽町北川内字舟木3210、3234、3245の3、字眞名子3933、字室園4655、4664、上陽町久木原字大山1715の1、1715の3、1716、1717、1718の1、字椎平2250の1、2253の1、2255の1、2258の1、2259、2336、2339、2359の2、字浦谷2250の2、字倉園2460

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第199号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年10月22日農林水産省告示第1688号（1及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月19日農林水産省告示第1209号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第201号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字東2479番4及び2479番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡久山町大字久原2479番地4

今林 直樹

福岡県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成23年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大詫間 大川線	大川市大字大野島2983・2986番1合併 - 1先から 大川市大字大野島2991番1先まで

福岡県告示第203号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	176	福岡市南区塩原2丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 橋田 紘一	福岡市南区塩原2丁目3-1 南警察署内	平成23年 1月11日
旧		福岡市南区塩原2丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 堀川 勝男		
新	77	福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士事業協同組合	福岡市博多区東公園2番31号	平成23年 1月11日
旧		福岡市博多区千代4丁目		

29番46号

アストール博多ビル2階
福岡県行政書士事業協同
組合

アストール博多ビル2階

公 告

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 意見募集期間
平成23年1月17日から平成23年2月15日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備え置きます。

監 査 委 員

監査公表第14号

「NPO・ボランティアとの協働について」実施した行政監査結果の報告（平成22年2月22日21監総第881号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知（平成23年1月6日22社活第1129号）があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

なお、監査結果についても、再度掲載する。

平成23年1月26日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男

1 知事から提出された措置結果

講じた措置の内容

1 協働に対する県職員の意識醸成について

今年度からは、職員研修所と連携のもと、NPO及び協働に関する基礎知識を身につける研修をNPO・ボランティアセンターが行い、その後、職員研修所において協働事業の事例研究、さらに具体的な協働の進め方等の実践的な研修と、3段階に分けて実施している。これにより、NPO等に関する基礎知識から協働案の作成まで、体系立てて一貫した研修が可能となった。

また、本県が目指す「新しい共助社会」の実現のため、協働推進員を通じた協働事例の情報発信を引き続き実施し、協働に対する職員の理解と意識の向上を図っていく。

2 協働事業の協議について

NPO・ボランティアセンターにNPO等から協働についての相談があった際は、事業を所管する課に引き継いだ上で、必要に応じて事前協議の場に参加するなど、十分な事前協議の確保に努める。

3 協働事業の評価、反映について

NPO等及び事業課に対して、協働事業終了後は「ボランティア団体・NPOとの協働マニュアル」に沿った協働の観点からの過程の検証及び今後の協働事業に活かすための事業の評価・分析の実施等、適切な事業執行となるよう引き続き助言していく。

4 NPO・ボランティアの基盤強化について

「NPO・ボランティアと企業、行政との協働についての提言」を踏まえ、協働力向上セミナーやNPO会計・税務セミナー等の開催や、NPO等への専門スキルを持った活動スタッフの派遣事業などを実施しており、引き続きNPO等の基盤強化に努めていく。

また、平成22年7月に企業やNPO、有識者等による「NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議」を設置し、NPO等の活動基盤強化を含めた課題解決方法など、今後の多様な主体の協働の実践に向けた取り組みについて議論を進めている。

5 活動環境整備のための効果的な支援措置について

今年度から企業との協働などもテーマにとりあげるなど、セミナーの内容をより実効性のある内容に見直した。

今後とも、NPO・ボランティアセンターで実施している運営相談のほか、団体及び地域のニーズを踏まえた講座を実施していく。

6 公募における応募団体の拡大について

NPO等へ募集チラシや応募要項等を郵送するほか、ホームページやメールマガジン等の広報媒体を活用し、多くの団体が適時な情報の把握ができるよう努めていく。

7 企業とNPO・ボランティアとの協働について

平成22年3月、新しい共助社会の実現に向けて、NPO等、企業、行政などの各主体が参加し、協働に向けた情報交換や交流などを行う「ふくおか協働ひろば」を発足させた。

また、7月には、「NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議」を設置し、協働の実践に向けた取り組みについて議論を進めている。

さらに、各企業への訪問活動や、「NPOと企業との協働面談会」を実施し、NPO等と企業との協働を促進している。

8 NPO・ボランティアの活動に対する広報や啓発について

「県政だより」等の県の広報媒体をはじめ、NPO・ボランティアセンター情報誌やホームページを通じて、広く周知に努めている。

また、ホームページに関しては、より使いやすく、分かりやすいものとするため、平成23年4月からの始動に向けて改修に取り組んでいる。

2 監査結果（再掲）

監査結果及び意見

1 協働に対する県職員の意識醸成について

協働推進委員会議を通じて、部局内の協働に対する普及啓発に努めるとともに、職員研修所の研修において、協働に関する研修を行うなど、県職員の意識の醸成にも力を入れている。

県の取組もあって、意識醸成は進んでいると思われるが、職員の中には協働の意義や目的等の理解や認識の不足が見受けられ、社会活動推進課と協働事業実施所属の協働に対する意識には相違があり、両者の連携が不十分な面があった。

今後とも、NPO・ボランティアへの理解をはじめ、協働の意義、目的等について理解・認識を深めていく必要がある。協働の推進に向けた共通認識を向上させるため、研修方法・内容の工夫を図ることが求められるとともに、協働推進員を通じた職員への協働事業の取組の働きかけなどをさらに工夫して進めることが望まれる。

2 協働事業の協議について

協働事業を行うにあたっては、県とNPO・ボランティアとが対等の立場に立って、事前に十分に事業内容について協議を行い、事業を進めていくことが重要である。

協働事業を実施する過程において、事業内容を変更することもありえるが、事業効果を上げるためにも、また、信頼関係と対等なパートナーシップ構築のためにも、事前協議を十分に行うことが必要である。

3 協働事業の評価、反映について

県民サービス向上事業においては、「協働の取組確認シート」を使った協働事業の評価がなされていたが、それ以外の事業についても評価する必要がある。事業終了後に協働の評価を十分に実施していないところが見受けられた。

協働事業の終了後において、県とNPO・ボランティアが協働についてのお互いの自己評価を持って意見交換を行い、評価の客観性を高めるとともに、今後の協働事業の企画、実施へとフィードバックさせていくことが重要である。

今後は、協働事業の評価等を十分に行い、意見交換して協議を行うなど、今後の協働事業に反映することが必要である。

4 NPO・ボランティアの基盤強化について

NPO・ボランティアの財源は、会費や寄付、自主事業によるものと思われ、その財政規模は、100万円未満が25%、1,000万円以下が60%を占めている。アンケート結果ではNPO・ボランティアは資金面で苦勞し

ており、早期の支払いの方法を検討してほしいという意見が見受けられた。

県では、NPO活動基盤強化事業として、NPO・ボランティアに対し、専門的なスキルをもった人材を派遣する事業を実施するなど努めているが、協働事業を実施する中で、NPO・ボランティアの育成に配慮するとともに、事業の終了後もNPO・ボランティアの自主的な活動が継続できるよう、基盤強化、人材育成、ネットワークの拡充などへの助言等を充実させることが求められる。

なお、委託金額の支払いについては、概算払いや前金払いについて考慮することが望まれる。

5 活動環境整備のための効果的な支援措置について

NPO・ボランティアセンターは、平成18年度に吉塚合同庁舎に移転し、NPO法人認証業務とNPO・ボランティアからの相談業務など、NPO・ボランティアの活動を一元的に支援することができ、利用者の利便性が向上している。

また、NPO・ボランティア向けの会計・税務セミナー、IT活用及び企画提案力セミナー及び協働推進セミナーを年間数多く開催し、NPO・ボランティアの基盤強化に取り組んでいる。

今後は、相談内容や団体からの要望等を踏まえ、セミナー内容の更なる充実を図ることが望まれる。

6 公募における応募団体の拡大について

協働委託事業の中には、県ホームページ等で、県事業に関する情報を提供して、協働の相手方を公募しているものがある。

しかし、公募したにもかかわらず、1団体のみ応募となり、事実上の単独随意契約となっている事例もあった。

今後は、NPO・ボランティアの不参入の原因を調査するなど、原因を分析することが必要であり、社会活動推進課においても、幅広いNPO・ボランティアからの応募が可能となるような情報提供等を行うことが望まれる。

7 企業とNPO・ボランティアとの協働について

企業とNPO・ボランティアとの協働については、全国に先駆けて取り組んでいるところであり、今年度、県は、企業に対してNPO・ボランティアへの協働に対する関心の度合いなどの実態調査を行った結果、より一層の情報の共有化を求める声が寄せられている。

企業にとっては、先駆性と専門性を備えたNPO・ボランティアと連携することにより、より質の高い社会貢献活動を実施できるものであり、今後とも、情報の共有化に取り組むとともに、行政、企業及びNPO・ボランティア間の情報交換を促進し、更に協働事業にながていくことが望まれる。

8 NPO・ボランティアの活動に対する広報や啓発について

NPO法人数は、全国8位となっているが、地域によって偏りがある。しかし、NPOの活動は各地域で特性があり、NPO法人数だけで活動が活発かどうかを判断することは適当でないと考えられる。地域的な課題や住民ニーズも多様であり、地域の特性に応じた報及び啓発をどうするか工夫することが求められる。

また、県ではホームページにおいて、NPO・ボランティア発の情報を発信できるようにしているが、ホームページは、NPO・ボランティアへの興味のある人向けの情報発信であり、それ以外の広く一般県民への広報をするため、県広報誌、例えば、「県政だより」等に掲載することなどを検討することも考えられる。

むすび

今回の監査は、「NPO・ボランティアとの協働について」をテーマとして、平成20年度に県が実施した協働事業を対象に県とNPO・ボランティアとの協働事業が適切に推進されているか、NPO・ボランティアが活動しやすい環境は整備されているかなどについて、監査を行った。

今日、少子高齢化や県民意識の多様化に伴い、NPO・ボランティアの活動は、福祉や子育て、環境問題など様々な領域に広がっている。NPO・ボランティアは、今や行政、企業とともに社会を構成する主体として、現代社会において欠かせない存在になっている。

協働をさらに推進するためには、NPO・ボランティアは、新たな公共サービスの担い手として期待されており、社会的信頼や責任が求められ、自立性や専門性等の向上に団体自らがさらに努めていただくことが肝要である。

また、県職員等の協働に対する意識をより一層高めることはもちろんのこと、企業の意識を高めるとともに行政、企業及びNPO・ボランティアとが共通の認識を向上させることが必要である。

県では、NPO・ボランティアとの協働を推進していくことを県政の重要な柱として位置づけしており、県民ニーズが多様化する中、NPO・ボランティアを育成する視点から、その自主的活動がさらに発展、活性化するという環境整備に努めていかなければならない。

今後は、本監査結果及び意見に十分留意の上、県行政の各分野においてNPO・ボランティアへの理解を促進するとともに、NPO・ボランティアが持つ特性を活かした協働をより一層推進し、活力にあふれた地域社会が実現されることを期待するものである。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・1・14	3206	告 示	90	2			後から 3		大字提	大字提